

職員のソーシャルメディア利用に関するガイドライン

令和6年4月1日策定

東御市では、ソーシャルメディアを活用した情報発信を行っており、「市民、市外の方の声を聴く大切なツール」また、「市民、市外の方へ情報を届ける大切なツール」と捉えています。ただし、ソーシャルメディアを活用するうえで、その特性や自らに関わる社会的規範などを十分理解すること、あくまでも民間企業が提供する情報伝達手段であることを考慮して、一定のルールの下で運用する必要があります。

このガイドラインは、職員が公務としてソーシャルメディアを利用するにあたり、その基本的な考え方などを明らかにするものです。

1 ソーシャルメディアの定義

本ガイドラインにおける「ソーシャルメディア」とは、インターネットを利用して、利用者が情報を発信し、又は相互に情報をやり取りする Web サービスをいい、代表的なものとしてX、YouTube、Facebook、Instagram、LINE、note 等があげられる。

2 適用範囲

本ガイドラインは、公務としてソーシャルメディアを利用する東御市職員、会計年度任用職員又は再任用職員（以下「職員等」という。）に適用する。

3 ソーシャルメディアの特性

（1）ソーシャルメディアを活用するメリット

- ・迅速かつ時機にかなった情報発信が可能
- ・市公式サイトへの誘導など、本市の情報伝達媒体との連携した情報発信が可能
- ・積極的に情報発信することで、行政の透明性を高める効果が期待される
- ・緊急時における情報発信手段としての活用も可能

（2）ソーシャルメディアを活用するデメリット

- ・一度発信した情報を完全に削除することは難しく、誤った情報発信を行った場合の訂正が困難な場合があること
- ・発信した情報が他の利用者の誤解を招いた際、トラブルを引き起こす懸念があること
- ・発信した情報に対する意見、質問への対応に労力を要する場合があること
- ・市の情報発信にみせかけた「なりすまし」が発生するリスクがあること

4 公務におけるソーシャルメディア利用にあたっての基本原則

- （1）常に誠実で良識ある言動を心がけること。
- （2）職員であることの自覚と責任を持つこと。
- （3）地方公務員法をはじめとする関係法令および職員の服務や情報の取り扱いに関する規定等を遵守すること。
- （4）基本的人権、肖像権、プライバシー権、著作権等に関して十分留意すること。

- (5) 個人情報の漏えいに注意すること。
- (6) 発信する情報は正確に記述し、発信内容について誤解を招かないようにすること。
- (7)トラブルが発生した場合は、次のように対応すること。
 - ①自ら発信した情報が他者を傷つけた場合や、他者に誤解を与えた場合には、誠実に対応するとともに、正しく理解されるよう努めること。
 - ②自らが発信した情報に関し攻撃的な反応があった場合は、他者への敬意を払う傾聴の姿勢を保ち、冷静に対応するよう努めること。
 - ③職員個人としてではなく、組織として対応すること。
- (8) 次に掲げる情報は発信してはならない。また、これらに関連する内容の外部サイトへのリンクも行っていない。
 - ①侮蔑、誹謗、中傷や不敬な言い方を含む情報
 - ②人種、思想、信条等の差別又は差別を助長させる情報
 - ③違法行為又は違法行為をあおる情報
 - ④単なる噂や噂を助長させる情報
 - ⑤守秘義務に関する情報
 - ⑥重要施策の意思形成過程における情報
 - ⑦その他公序良俗に反する情報

6 市政及び業務に関する情報を発信する際の留意事項

- (1) 職務に関する情報を発信する場合は、地方公務員法に規定する守秘義務を遵守してください。
- (2) 職務に関すること、あるいは自身が東御市職員に属することが判るような形で情報を発信する場合は、プロフィール（氏名、必要に応じて職務）を明らかにするものとします。また、発信した内容は、個人的な見解であり東御市の意見を代弁するものではないことを明確にするものとします。

8 その他

- (1) 本ガイドラインは、情報通信技術の進歩や社会情勢の変化に合わせ、随時改定を行います。
- (2) このガイドラインに定めるもののほか必要な事項は、「東御市情報セキュリティポリシー」によります。